岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月24日

岩手県教育委員会

教育長 高 橋 嘉 行

岩手県教育委員会規則第8号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

	改正前								改正後								
別表第1 高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制							制別	別表第1 高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制							制		
の課程の学級編制(第3条関係)								の課程の学級編制(第3条関係)								_	
学校名	区分	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程			学校名	区分	全日制の課程		定時制の課程		通信制	の課程	
TKA	7 1 1 23	学科名	学級数	学科名	学級数	学科名	学級数		于仅有	E.7,	学科名	学級数	学科名	学級数	学科名	学級数	
[略]]								[略]								
岩手県		普通科	<u>6</u>	[略]					岩手県		普通科	<u>5</u>	[略]				
立雫石									立雫石								
高等学									高等学								
校									校								
[略]]								[略]								
岩手県		普通科	6	[略]					岩手県		普通科	5	[略]				
立西和									立西和								
賀高等									賀高等								
学校									学校								
[略]]								[略]								
岩手県		農業科	3	[略]					岩手県		農業科	3	[略]				
立水沢		学科							立水沢		学科						
農業高									農業高		食品科	1					
等学校									等学校		学科						
		環境工	<u>3</u>								環境工	<u>2</u>					
		学科									学科						
		生活科	<u>3</u>								生活科	2					
		学科									学科						
[略]									[略]								•
岩手県		総合学	<u>18</u>	[略]					岩手県		総合学	<u>17</u>	[略]				
立一関		科							立一関		科						
第二高									第二高								
等学校									等学校								
[略]]								[略]								•
岩手県		普通科	<u>15</u>	[略]					岩手県		普通科	<u>14</u>	[略]				
立大船									立大船								
渡高等									渡高等								

学校						学校				
[略]						[略]				
岩手県	[略]	[略]	[略]			岩手県	[略]	[略]	[略]	
立釜石	電子機	3				立釜石	電子機	2		
商工高	械科					商工高	械科			
等学校	[略]	[略]				等学校	[略]	[略]		
	総合情	<u>6</u>					総合情	<u>5</u>		
	報科						報科			
[略]	<u> </u>	I				[略]		l	II	
岩手県	普通科	8	[略]			岩手県	普通科	7	[略]	
立大槌						立大槌				
高等学						高等学				
校						校				
[略]	U	I				[略]	U	I	И	
岩手県	[略]					岩手県	[略]			普通科 別に定
立宮古						立宮古				<u> </u>
高等学						高等学				
校						校				
[略]	U			- 1		[略]	ч			
岩手県	普通科	6	[略]			岩手県	普通科	5	[略]	
立種市	[略]	[略]				立種市	[略]	[略]		
高等学						高等学				
校						校				
[略]	"					[略]		l		
岩手県	普通科	<u>5</u>	[略]			岩手県	普通科	<u>4</u>	[略]	
立伊保						立伊保				
内高等						内高等				
学校						学校				
[略]	ll					[略]	И	I	H.	
備考 [略	F]					備考1	[略]			
						2 -	岩手県立水	尺農業高	高等学校の環	境工学科及び生活
						<u>科</u>	学科並びに	岩手県ゴ	立釜石商工高	等学校の電子機械
						<u>科(</u>	こついては、	平成3	0年度以後の	入学に係る生徒の
						<u>募</u> 组	集を停止する	<u>5.</u>		
備考 改正部	が分は、下紀	泉の部分	うである。		l					

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。